



遺族のための 手続きガイドブック

受付時間：平日 8時30分～17時15分

本庁舎・新館：〒365-8601 埼玉県鴻巣市中央 1-1

☎ 048-541-1321

吹上支所：〒369-0195 埼玉県鴻巣市吹上富士見 1-1-1

☎ 048-548-1212

川里支所：〒365-8502 埼玉県鴻巣市広田 3141-1

☎ 048-569-1111



鴻巣市

目次

1. 庁内案内図	2
2. お持ちいただくもの	3
3. 市役所での手続きチェックリスト	5
4. 市役所で行う手続き	8
5. 市役所以外で行う手続き	20
6. その他	
(1) 法定相続人の範囲と順位	21
(2) 市内の空き家等を相続される方	22
(3) 大切な人を亡くした方の相談	22
(4) 委任状	23

～ガイドブックの使い方～

(1) チェックリストで該当する手続きに『✓』を記入してください。

項目	担当課	亡くなった方が	チェック	ページ
住民登録	市民課 ①番窓口	(1) 3人以上の世帯主である	✓	8
		(2) 印鑑登録証を持っている		
		(3) 住民基本台帳カードを持っている		
		(4) マイナンバーカード又は通知カードを持っている		

(2) チェック項目の『ページ』に移り、チェックリストの番号の手続き内容を確認してください。

4 市役所で行う手続き

(1) 世帯主の変更

故人が世帯主の場合、同一世帯に残された世帯員が2人以上いる場合に必要の手続きです。

手続きに必要なもの

- ☐ 届出人の本人確認書類
- ☐ 委任状（別世帯の方が届け出る場合）

(3) 住民基本台帳カードの返還

故人が住民基本台帳カードをお持ちの場合、返還してください。

手続きに必要なもの

- ☐ 故人の住民基本台帳カード
- ☐ 届出人の本人確認書類

(3) 『手続きに必要なもの』を持って手続きをしてください。

1 庁内案内図

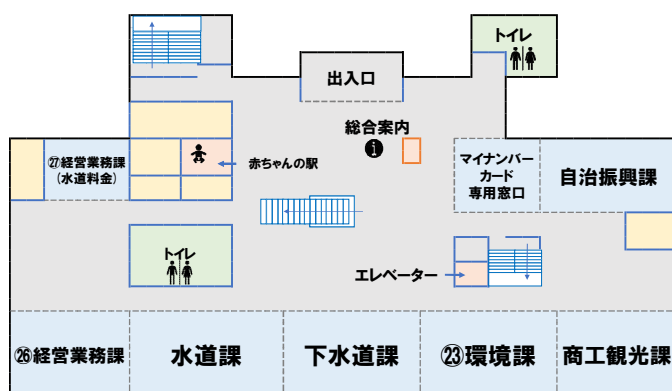
●新館 1 階



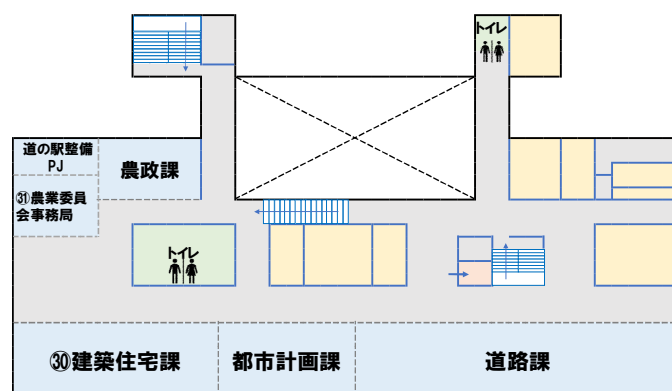
●新館 2 階



●本庁舎 1 階



●本庁舎 2 階



2 お持ちいただくもの

手続きに来られる方のもの

☐ 本人確認書類

◆ 1点のみの提示で確認できるもの
(公的機関の発行する顔写真付きのもの)

« 例 »

- ・運転免許証、運転経歴証明書
- ・マイナンバーカード
- ・パスポート

◆ 2点以上の提示が必要なもの

« 例 »

- ・健康保険の被保険者証
- ・介護保険被保険者証
- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・年金手帳

☐ 認印 (相続人の代表者・喪主)

☐ 振込先口座のわかるもの(相続人代表者と喪主の預貯金通帳 等)

☐ 新たに設定する引落口座の預貯金通帳と銀行印

⇒亡くなった方名義の口座から各種税、利用料等を引き落とされていて、新たに口座を設定する場合に必要となります。

☐ 委任状(※)

※ 年金の手続きや戸籍・住民票・税に関する証明書の請求を、相続人以外の代理人が行う場合は、委任状が必要となりますので、24 ページの委任状にご記入の上、切り離してご利用ください。

2 お持ちいただくもの

亡くなった方のもの

亡くなった方が下記のものをお持ちの場合は、手続きに必要となります。詳細は8ページ以降をご覧ください。（※ 見当たらない場合でも、お手続き可能な場合があります。）

《市民課》

- ☐ 印鑑登録証
- ☐ マイナンバーカード又は通知カード
- ☐ 住民基本台帳カード

《国保年金課》

- ☐ 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
⇒故人が世帯主で、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証
⇒加入者が死亡すると葬祭費を請求できます。会葬礼状・葬儀代の領収書等の喪主が確認できるものをお持ち下さい。
- ☐ 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証

《介護保険課》

- ☐ 介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証

《障がい福祉課》

- ☐ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ☐ 自立支援医療（精神通院・育成・更生）受給者証
- ☐ 重度心身障害者医療費受給者証
- ☐ 障害福祉サービス受給者証、通所受給者証
- ☐ 福祉タクシー利用券、自動車燃料費助成券

《その他》

- ☐ 上記以外にも市役所から交付された証書等がある場合はご持参ください。

3 市役所での手続きチェックリスト

項目	担当課	亡くなった方が		チェック	ページ
住民登録	市民課 ①番窓口	(1)	3人以上の世帯主である		8
		(2)	印鑑登録証を持っている		
		(3)	住民基本台帳カードを持っている		
		(4)	マイナンバーカード又は通知カードを持っている		
保険	国保年金課 ②番窓口	(5)	国民健康保険に加入している		9
(6)		後期高齢者医療制度の保険に加入している			
年金		(7)	国民年金に加入している		10
		(8)	厚生年金・共済年金に加入している		
介護	介護保険課 ③番窓口	(9)	65歳以上または介護認定を受けている		10
		(10)	鴻巣市ひとり歩き高齢者見守りグッズ配布事業に登録している。		
		(11)	以下の手当を受給している ◆重度要介護高齢者手当 ◆在宅要援護高齢者介護者手当		11
		(12)	以下の在宅サービスを利用している ◆重度要介護高齢者紙おむつ等の受給 ◆在宅高齢者等配食サービス ◆重度要介護高齢者等寝具乾燥消毒等事業 ◆訪問理美容サービス ◆外出支援サービス		
		(13)	以下のサービスを利用している ◆高齢者あんしんみまもりサービス事業 ◆老人福祉電話 ◆徘徊高齢者等探索サービス		12

項目	担当課	亡くなった方が		チェック	ページ
障がい	障がい福祉課 ④番窓口	(14)	以下の手帳を持っている ◆身体障害者手帳◆療育手帳◆精神障害者保健福祉手帳		12
		(15)	以下の医療費を受給している ◆自立支援医療費（精神通院・育成・更生） ◆重度心身障害者医療費		
		(16)	以下の手当を受給している ◆特別障害者手当 ◆障害児福祉手当 ◆経過措置による福祉手当 ◆難病患者手当 ◆在宅重度心身障害者手当 ◆在宅重度障害者介護者手当 ◆特別児童扶養手当		13
		(17)	障害福祉サービス、障害児通所サービスを利用している		
		(18)	以下の在宅サービスを利用している ◆障害者紙おむつの受給 ◆訪問入浴サービス ◆訪問理美容サービス ◆福祉タクシー事業 ◆自動車燃料費助成事業 ◆日常生活用具（ストマ装具・紙おむつ）の給付		14
		(19)	埼玉県心身障害者扶養共済制度に加入している、または受給権を持っている		
子育て	子育て支援課 ⑦番窓口	(20)	児童手当の受給者または支給対象児である		14
		(21)	児童扶養手当の受給者、受給者の同居親族もしくは配偶者、支給対象児である		15
		(22)	以下の受給者証を持っている ◆こどもの医療費受給者証 ◆ひとり親家庭等医療費受給者証		
税金	収税対策課 ⑩番窓口	(23)	市税を口座から引き落としている		16
	税務課 ⑪番窓口	(24)	以下の車両を所有している ◆原動機付自転車 ◆小型特殊自動車 ◆二輪（125CC 超） ◆軽四輪		16
		(25)	以下の鴻巣市税を納税している ◆市・県民税 ◆軽自動車税 ◆固定資産税・都市計画税		17
		(26)	未登記の家屋を所有している		

項目	担当課	亡くなった方が		チェック	ページ
土地	市街地整備課 区画整理事務所 (吹上支所第2棟)	(27)	区画整理事業地内の土地を所有している		17
農業	農業委員会 事務局 ③①番窓口	(28)	農地を所有している		18
		(29)	農家基本台帳で農業経営主となっている		
		(30)	農業者年金を受給している		
水道	経營業務課 ⑦番窓口	(31)	上水道・下水道の契約者である		18
		(32)	井戸を使用している		
		(33)	農業集落排水処理施設を使用している		
	経營業務課 ⑥番窓口	(34)	下水道事業受益者負担金を納付中又は猶予中である		
市営住宅	建築住宅課 ③⑩番窓口	(35)	市営住宅に入居している		19
環境	環境課 ②③番窓口	(36)	飼い犬の所有者である		19
		(37)	家庭雑排水処理事業の補助金の申請者である		
		(38)	し尿汲み取りを行っている世帯である		
		(39)	ふれあい収集事業実施対象者である		

4 市役所で行う手続き

1. 市民課 【新館①番、吹上支所・川里支所】

(1) 世帯主の変更

故人が世帯主の場合、同一世帯に残された世帯員が2人以上いる場合に必要手続きです。

手続きに必要なもの

- ☐ 届出人の本人確認書類
- ☐ 委任状（別世帯の方が届け出る場合）

(3) 住民基本台帳カードの返還

故人が住民基本台帳カードをお持ちの場合、返還してください。

手続きに必要なもの

- ☐ 故人の住民基本台帳カード
- ☐ 届出人の本人確認書類

(2) 印鑑登録証の返還

故人が印鑑登録をしていた場合、印鑑登録証を返還してください。

手続きに必要なもの

- ☐ 故人の印鑑登録証

(4) マイナンバーカード又は通知カードの返還

故人のマイナンバーカード又は通知カードが不要になった場合、返還してください。

※税金や保険等の手続きでマイナンバーカードが必要となる場合があります。返還後に再発行することができないため、不要になってからの返還をお願いします。

手続きに必要なもの

- ☐ 故人のマイナンバーカード又は通知カード
- ☐ 届出人の本人確認書類

2. 国保年金課 【新館②番 吹上支所・川里支所】

(5) 国民健康保険の手続き

故人が国民健康保険の被保険者であった場合、下記の手続きが必要となります。

- 資格喪失の届出
- 世帯主変更（故人が世帯主の場合）

手続きに必要なもの

- ☐ 国民健康保険被保険者証
- ☐ 限度額適用認定証
限度額適用・標準負担額減額認定証
特定疾病療養受療証
- ☐ 届出人の本人確認書類
- ☐ 故人のマイナンバーカード又は通知カード

● 葬祭費の支給申請

葬祭を行った方に5万円が支給されます。

手続きに必要なもの

- ☐ 故人の被保険者証
- ☐ 葬祭を行った方の振込先口座のわかるもの
- ☐ 葬祭を行った方がわかるもの
(会葬礼状・葬儀代の領収書など)

● 相続人代表者の指定

故人が世帯主の場合、納税通知書などを受け取る方を指定する届出です。

手続きに必要なもの

- ☐ 届出人の本人確認書類

● 還付先口座の登録

国民健康保険税の還付金が発生した場合、相続人の振込み口座の指定をしてください。

手続きに必要なもの

- ☐ 相続人の振込先口座のわかるもの

(6) 後期高齢者医療制度の手続き

故人が後期高齢者医療の被保険者であった場合、下記の手続きが必要となります。

● 後期高齢者医療被保険者証等の返還

手続きに必要なもの

- ☐ 後期高齢者医療被保険者証
- ☐ 限度額適用認定証
限度額適用・標準負担額減額認定証
特定疾病療養受療証
- ☐ 届出人の本人確認書類

● 葬祭費の支給申請

埼玉県後期高齢者医療広域連合より葬祭を行った方に5万円が支給されます。

手続きに必要なもの

- ☐ 故人の被保険者証
- ☐ 葬祭を行った方の振込先口座のわかるもの
- ☐ 葬祭を行った方がわかるもの
(会葬礼状・葬儀代の領収書など)
- ☐ 葬祭を行った方の認印
- ※ 上記の他、委任状などの書類が必要になる場合がありますので、担当までお問い合わせください。

● 相続人代表者の指定

後期高齢者医療に係る通知書や保険料の還付金などを受け取る方を指定する届出です。

手続きに必要なもの

- ☐ 相続人代表者の認印、振込先口座、届出人の本人確認書類

(7) 国民年金に係る手続き

年金の加入状況等により手続きが異なりますので、担当課までお問合せください。

手続きに必要なもの

- ☐ 故人の年金証書または年金手帳
- ※ 年金の加入中か受給中か、請求者の状況(続柄や生計同一関係)、世帯の状況、加入期間等により手続きの種類、必要書類が異なります。
- ※ 年金事務所等へのご案内になることがあります。

(8) 厚生年金・共済年金等に係る手続き

年金の加入状況等により手続きが異なりますので、お近くの年金事務所または共済組合までお問合せください。

手続きに必要なもの

- ☐ 故人の年金証書または年金手帳
- ※ その他の必要なものについては、お問い合わせの際にご確認ください。
- ※ 国民年金の加入があった方も含みます。

【大宮年金事務所】

住所：さいたま市北区宮原町 4-19-9
電話：048-652-3399

【熊谷年金事務所】

住所：熊谷市桜木町 1-93
電話：048-522-5012

3. 介護保険課

【新館③番 吹上支所・川里支所】

(9) 介護保険の手続き

故人が 65 歳以上又は 40 歳から 64 歳の方で要介護（支援）認定を受けている場合、下記の手続きが必要となります。

● 介護保険被保険者証等の返還

手続きに必要なもの

- ☐ 介護保険被保険者証
負担割合証
負担限度額認定証

● 介護保険料等の精算・給付口座の変更

手続きに必要なもの

- ☐ 相続人の振込先口座のわかるもの

● 介護保険認定申請取下げ

要介護（支援）認定申請中だが、申請中の間に介護保険サービスを利用しなかった方

手続きに必要なもの

- ☐ なし

(10) 鴻巣市ひとり歩き高齢者見守り グッズ配布事業の喪失届

故人がグッズの申請を受けていた場合、手続きが必要となります。

手続きに必要なもの

- ☐ 届出人の本人確認書類

(11) 各種高齢者手当の手続き

故人が下記の手当を受給している場合、資格喪失届を提出してください。

① 重度要介護高齢者手当

手続きに必要なもの

- ☐ 相続人の振込先口座がわかるもの
- ☐ 届出人の本人確認書類

② 在宅要援護高齢者介護者手当

手続きに必要なもの

- ☐ 届出人の本人確認書類

(12) 在宅サービス利用者の手続き

故人が下記のサービスを利用している場合、資格喪失届を提出してください。

① 重度要介護高齢者紙おむつ等支給

※ 現物宅配を利用されている方は業者への宅配停止の連絡をして下さい。

手続きに必要なもの

- ☐ 届出人の本人確認書類
- ☐ 現金給付の場合、相続人の振込先口座がわかるもの

② 在宅高齢者等配食サービス

※業者への宅配停止の連絡をしてください。

手続きに必要なもの

- ☐ 届出人の本人確認書類

③ 重度要介護高齢者等寝具乾燥消毒等事業

手続きに必要なもの

- ☐ 届出人の本人確認書類

④ 重度要介護高齢者等訪問理容・美容サービス

手続きに必要なもの

- ☐ 届出人の本人確認書類

⑤ 外出支援サービス

手続きに必要なもの

- ☐ 外出支援サービス利用者証

(13) 各種機器等の返却及び手続き

① 高齢者あんしんみまもりサービス

故人がサービスを利用していた場合、資格喪失届を提出してください。また、貸与されていた装置（緊急通報装置、ペンダント型無線発信機及びその他見守り機器）を業者に返却してください。

手続きに必要なもの

- ☐ 届出人の本人確認書類

② 徘徊高齢者等探索サービスの返却

故人が徘徊高齢者等探索サービスを利用していた場合、資格喪失届を提出してください。また、貸与されていた位置探索端末機を業者に返却してください。

手続きに必要なもの

- ☐ 届出人の本人確認書類

③ 老人福祉電話の返却

故人が日常生活用具給付等事業の老人福祉電話を利用していた場合、資格喪失届を提出してください。また、貸与されていた老人福祉電話の権利を返却してください。

手続きに必要なもの

- ☐ 届出人の本人確認書類

4. 障がい福祉課

【新館④番 吹上支所・川里支所】

(14) 各種障害者手帳の返還

故人が下記のいずれかの手帳を所持していた場合、手帳を返還してください。

- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳

手続きに必要なもの

- ☐ 各種障害者手帳
- ☐ 届出人の本人確認書類

(15) 医療費助成の受給者証の返還

① 自立支援医療（精神通院・育成・更生）受給者

故人が自立支援医療（精神通院・育成・更生）受給者証を所持していた場合、受給者証を返還してください。

手続きに必要なもの

- ☐ 自立支援医療（精神通院・育成・更生）受給者証

② 重度心身障害者医療費受給者

故人が重度心身障害者医療費受給者証をお持ちの場合、受給者証を返還してください。

手続きに必要なもの

- ☐ 重度心身障害者医療費受給者証
- ☐ 相続人の振込先口座がわかるもの
- ☐ 届出人の本人確認書類

(16) 各種障がい者手当の手続き

故人が下記の手当を受給している場合、資格喪失届を提出してください。

① 特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当受給者

手続きに必要なもの

- ☐ 同居する家族の振込先口座がわかるもの
- ☐ 届出人の本人確認書類

② 難病患者手当受給者

手続きに必要なもの

- ☐ 指定難病受給者証
- ☐ 相続人の振込先口座がわかるもの
- ☐ 届出人の本人確認書類

③ 在宅重度心身障害者手当

手続きに必要なもの

- ☐ 相続人の振込先口座がわかるもの
- ☐ 届出人の本人確認書類

④ 在宅重度障害者介護者手当

手続きに必要なもの

- ☐ 被介護者の障害者手帳
- ☐ 介護者の振込先口座がわかるもの
- ☐ 届出人の本人確認書類

⑤ 特別児童扶養手当

手続きに必要なもの

- ☐ 死亡の記載がなされた戸籍謄(抄)本
- ☐ 相続人の振込先口座がわかるもの
- ☐ 届出人の本人確認書類

※新たに養育する方が手当を請求できる場合

- ☐ 請求者及び児童の戸籍謄(抄)本
- ☐ 請求者及び児童の属する世帯全員の住民票
- ☐ 請求者の振込先口座の通帳のコピー
- ☐ 請求者、児童、扶養義務者のマイナンバーカード又は通知カード
- ☐ 届出人の本人確認書類

(17) 障害福祉サービス等受給者証の返還

故人が障害福祉サービス、障害児通所サービスの受給者証を所持していた場合、受給者証を返還してください。

手続きに必要なもの

- ☐ 障害福祉サービス受給者証、通所受給者証

(18) 在宅サービス利用者の手続き

① 障害者紙おむつの受給

故人が障害者紙おむつを受給している場合、資格喪失届を提出してください。

※ 現物宅配を利用されている方は業者への宅配停止の連絡をしてください。

手続きに必要なもの

- ☐ 相続人の振込先口座がわかるもの

② 訪問入浴サービス・訪問理美容サービス

故人が訪問入浴サービス事業、訪問理美容サービス事業を利用している場合、訪問入浴サービス利用変更(中止)届、訪問理美容サービス異動(喪失)届出書を提出してください。

③ 福祉タクシー利用券又は自動車燃料費助成券の返還

故人が福祉タクシー利用券又は自動車燃料費助成券を所持していた場合、資格喪失届を提出してください。

手続きに必要なもの

- ☐ 福祉タクシー利用券
- ☐ 自動車燃料費助成券

④ 日常生活用具(ストマ装具・紙おむつ)の給付

故人が日常生活用具(ストマ装具・紙おむつ)の給付を受けている場合、業者への利用停止の連絡をしてください。

(19) 埼玉県心身障害者扶養共済の手続き

① 埼玉県心身障害者扶養共済制度の年金支給請求

埼玉県心身障害者扶養共済制度の加入者が障がい者の生存中に死亡した場合、年金が支給されますので、請求書を提出してください。

手続きに必要なもの

- ☐ 死亡診断書もしくは死体検案書又はこれに代わる書類
- ☐ 加入者の死亡がわかる住民票（除票）の写し又は戸籍抄本
- ☐ 障がい者（年金受給権者）の住民票の写し又は戸籍抄本
- ☐ 届出人の本人確認書類

② 埼玉県心身障害者扶養共済制度の弔慰金請求

埼玉県心身障害者扶養共済制度の加入者が1年以上加入した後、加入者が生存中に障がい者が死亡した場合、又は加入者と障がい者が同時に死亡した場合、弔慰金が支給されますので、請求書を提出してください。

手続きに必要なもの

- ☐ 加入者の住民票の写し又は戸籍抄本
- ☐ 障がい者の死亡がわかる住民票（除票）の写し又は戸籍抄本
- ☐ 届出人の本人確認書類

③ 埼玉県心身障害者扶養共済制度の年金受給権者の死亡・障害届提出

埼玉県心身障害者扶養共済制度の年金受給者（障がい者）が死亡した場合、死亡・障害届を提出してください。

手続きに必要なもの

- ☐ 年金受給権者の住民票（除票）の写し又は戸籍抄本
- ☐ 届出人の本人確認書類

5. 子育て支援課 【新館⑦番 吹上支所・川里支所】

(20) 児童手当の手続き

故人が児童手当の支給対象者（児童）又は受給者（児童の保護者）の場合、資格喪失の手続きをしてください。

※ 受給者が亡くなった場合

手続きに必要なもの

- ☐ 児童名義の振込先口座がわかるもの

※新たに養育する方が手当を請求できる場合

- ☐ 養育する方の健康保険証
- ☐ 届出人の本人確認書類
- ☐ 養育する方名義の振込先口座がわかるもの

(21) 児童扶養手当の手続き

故人が児童扶養手当の支給対象者（児童）又は受給者（児童の保護者）の場合、資格喪失の手続きをしてください。

※ 受給者が亡くなった場合

手続きに必要なもの

- ☐ 児童名義の振込先口座がわかるもの

※ 新たに養育する方が手当を請求できる場合

手続きに必要なもの

- ☐ 養育する方と児童の戸籍謄本
- ☐ 届出人の本人確認書類
- ☐ 養育する方名義の振込先口座がわかるもの

故人が児童扶養手当受給者の同居親族又は配偶者の場合、変更手続きをしてください。

(22) こども医療費・ひとり親家庭等医療費受給者の手続き

故人がこども医療費・ひとり親家庭等医療費の支給対象者（児童）又は受給者（児童の保護者）の場合、資格喪失の手続きをしてください。

※ 支給対象者が亡くなった場合

手続きに必要なもの

- ☐ 故人の受給者証

※ 新たに養育する方が医療費を請求できる場合

手続きに必要なもの

- ☐ 養育する方と児童の健康保険証
- ☐ 届出人の本人確認書類
- ☐ 養育する方名義の振込先口座がわかるもの

6. 収税対策課 【新館⑩番 吹上支所・川里支所】

(23) 市税の口座振替変更または廃止

故人の口座から市税を口座振替していた場合、口座振替の変更または廃止の届出をしてください。

変更手続きに必要なもの

- ☐ 新たに指定する金融機関の預金通帳
- ☐ 通帳届出印
- ☐ キャッシュカード（※）

※ ペイジー口座振替受付サービス利用可能金融機関であれば キャッシュカード（暗証番号の入力が必要）で変更の手続きが出来ます。利用可能な金融機関について市ホームページをご覧ください。担当課までお問い合わせください。

廃止手続きに必要なもの

- ☐ 来庁者の本人確認書類

7. 税務課 【新館⑪番 吹上支所・川里支所】

(24) 車両の登録変更

故人が原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪（125CC超）・軽四輪の車両を所有している場合、名義変更または廃車の届出をしてください。（二輪（125CC超）・軽四輪の車両のお手続きについては、市役所ではなく「②」へお問い合わせください。）

※ 毎年4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。お早めに名義変更又は廃車の手続きをお願いいたします。

① 原動機付自転車・小型特殊自動車の登録情報の変更

手続きに必要なもの

- ☐ ナンバープレート（廃車の場合）
- ☐ 標識交付証明書
- ☐ 届出人の本人確認書類
- ☐ 戸籍謄本（相続人が故人と別世帯の場合）

② 二輪(125CC超)・軽四輪の車両

【二輪】

関東運輸局 埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所

住所：熊谷市御稜威ヶ原字下林 701-4
電話：050-5540-2027

【軽四輪】

軽自動車検査協会 埼玉事務所熊谷支所

住所：熊谷市新堀字北原 960-2
電話：050-3816-3112

(25) 市税の相続人代表者指定

故人に市・県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税が課税されていた場合、下記の手続きが必要となります。

● 相続人代表者の届出

納税通知書等の書類を受け取る代表者を法定相続人の中から指定するための届出をしてください。

手続きに必要なもの

- ☐ 相続人代表者に指定する方の認印

※相続人の住所を記入していただく箇所がありますので、相続人全員の住所を把握したうえでご来庁ください。

※この届出は相続する資産の所有権や相続割合等を確定するものではありません。

※代表者のみが納税義務を負うものではありません。

※固定資産税・都市計画税は賦課期日（1月1日）の所有者に納税義務が発生するため、相続登記を賦課期日以降に行った場合も提出してください。

(26) 未登記家屋所有者の変更

故人が登記されていない家屋を所有していた場合、下記の手続きが必要となります。

● 未登記家屋所有者変更の届出

課税台帳の所有者を新たな所有者に変更するための届出をしてください。

手続きに必要なもの

- ☐ 新たに所有者となる方の認印
- ☐ 遺産分割協議書（お持ちの場合）

8. 市街地整備課

【窓口：区画整理事務所】

(27) 区画整理事業地内の土地に関する手続き

故人が区画整理事業地内に土地を所有している場合、下記の手続きが必要となります。

● 代表者選任通知の届出

相続登記が完了するまでの代表者を選任するための届出をして下さい。

手続きに必要なもの

- ☐ 相続人全員の実印
- ☐ 相続人全員の印鑑登録証明書
- ☐ 戸籍謄本（相続関係が確認できるもの）

● 権利等の異動の届出

相続登記が完了した後に、届出をしてください。

手続きに必要なもの

- ☐ 権利異動後の全部事項証明書（土地のみ）

※証明書等は原本提出のこと

【問い合わせ先】

市街地整備課／北新宿第二土地区画整理事務所

広田中央特定土地区画整理事務所

住所：鴻巣市吹上富士見 1-1-1（吹上支所第2棟）

電話：048-548-8291

9. 農業委員会事務局【本庁舎③①番】

(28) 農地所有者の手続き

故人が農地を所有しており、相続人がその農地の権利を新たに取得した場合は、窓口で届出を行ってください。

手続きに必要なもの

- ☐ 届出人の本人確認書類
- ☐ 届出人の認印
- ☐ 委任状（本人以外の届出の場合）
- ☐ 相続人と故人の関係が分かるもの（戸籍謄本の写し又は遺産分割協議書の写し）

(29) 農業経営主の手続き

故人が農家基本台帳の農業経営主の場合、農業経営主の変更を行う届出をしてください。

手続きに必要なもの

- ☐ 届出人の本人確認書類
- ☐ 新経営主の認印
- ☐ 委任状（本人以外の届出の場合）
- ☐ 相続人と故人の関係が分かるもの（戸籍謄本の写し又は遺産分割協議書の写し）

(30) 農業者年金の受給者の手続き

故人が農業者年金を受給していた場合、農業者年金基金に死亡届を提出してください。

※書類の手続きは、お近くの農協で行ってください。

手続きに必要なもの

- ☐ 受給者の住民票の除票
- ☐ 受給者とご遺族の続柄を確認できる戸籍謄本（全部事項証明）
- ☐ 同一生計証明もしくは非同一生計証明
- ☐ 農業者年金証書（なければ紛失届）

10. 経營業務課【本庁舎②⑦番】

(31) 上下水道の名義変更、中止等の手続き

故人が上下水道契約者で、継続して使用する場合は契約者を変更する届出、使用しない場合は中止等の届出をしてください。

※ 手続きに必要なものについては、経營業務課料金担当にお問い合わせください

(32) 井戸を使用している世帯の手続

故人が井戸水使用世帯の場合、使用料を世帯内人数から算出しているため、人数の変更の届出、または中止の届出をしてください。

※ 手続きに必要なものについては、経營業務課料金担当にお問い合わせください

(33) 農業集落排水処理施設を使用している方の手続き

故人が農業集落排水処理施設を使用している場合、使用料を世帯内人数から算出しているため、人数の変更の届出、または中止の届出をしてください。

※ 手続きに必要なものについては、経營業務課料金担当にお問い合わせください

【本庁舎②⑥番】

(34) 下水道事業受益者の変更または納付管理人の届出

故人が下水道事業受益者負担金を納付中や猶予中の場合は、受益者の変更または納付管理人の届出をしてください。

※ 手続きに必要なものについては、経營業務課下水道経理担当にお問い合わせください

11. 建築住宅課【本庁舎③⑩番】

(35) 市営住宅入居者の手続き

故人が市営住宅に入居していた場合、下記の手続きが必要となります。

① 市営住宅入居世帯異動の届出

故人が市営住宅に入居しており、単身世帯以外の方は届出をしてください。

手続きに必要なもの

- ☐ 故人の確認書類（死亡者の住民票の除票・死亡のわかる戸籍・死亡診断書など）

② 市営住宅入居権利者地位承継承認の申請

故人が市営住宅の入居権利者の場合、同居者の方に入居権利を変更する届出をしてください。

※ 条件により承認されない場合があります。

手続きに必要なもの

- ☐ 新入居権利者のマイナンバーカード又は通知カード
- ☐ 新入居権利者の本人確認書類

③ 市営住宅明渡しの届出

市営住宅に入居中の方が亡くなったことにより、市営住宅の明渡しをする場合は届出をしてください。

12. 環境課【本庁舎②③番】

(36) 犬の登録事項変更の手続き

故人が犬の飼い主で、所有者等の登録事項の変更が生じた場合、犬の登録事項変更の届出をしてください。

※ 吹上支所・川里支所でも手続きできます。

(37) 家庭雑排水処理事業変更承認申請の手続き

故人が鴻巣市家庭雑排水処理事業補助金の交付を受けており、補助金の申請内容の変更又は中止・廃止をするときは、家庭雑排水処理事業変更承認申請書を提出してください。

手続きに必要なもの

- ☐ 申請者の認印

(38) し尿くみ取りカードの変更手続

故人がし尿くみ取りを行っている世帯員の場合、世帯主・人員・料金の変更又は廃止の申請をしてください。

手続きに必要なもの

- ☐ し尿くみ取りカード

(39) ふれあい収集事業廃止の手続き

故人がふれあい収集事業の実施対象者の場合、ふれあい収集事業の廃止について環境課へ連絡してください。

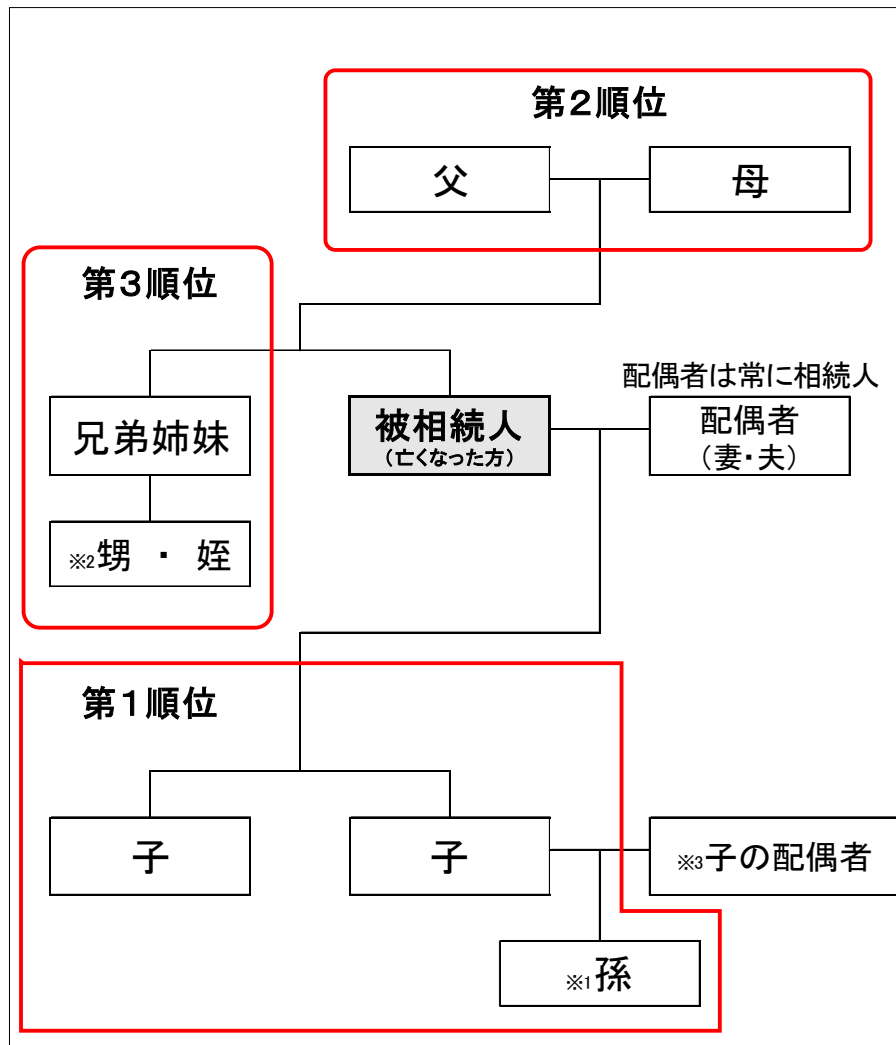
5 市役所以外で行う手続き

手続き方法や必要なものについては場合により異なりますので、各契約会社等へお問い合わせいただき、速やかにお手続きください。

※ 手続きに必要な書類に、戸籍や住民票等の市役所で発行できるものがあるため、各契約会社等にお問い合わせいただいてから市役所にお越しになると、手続きが進みやすくなります。

手続き	内容	手続き先
生命保険	死亡保険金の請求 入院給付金の請求等	加入していた生命保険会社
損害保険	名義変更・解約	加入していた損害保険会社
預貯金口座	口座解凍手続き	各金融機関等
株式	名義変更	証券会社等
国債（戦没者弔慰金）	記名変更・償還金受領	償還金支払場所又は 証券保管証書に記載の郵便局
普通自動車	自動車税に関すること	埼玉県自動車税事務所 ☎ 0570-012-229
	名義変更等に関すること	関東運輸局熊谷自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2027
二輪（125cc超）及び 軽四輪	名義変更または廃車	二輪（125cc 超）：関東運輸局 埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2027
		軽四輪：軽自動車検査協会 埼玉事務所熊谷支所 ☎ 050-3816-3112
国税関係	相続税手続き 所得税・消費税申告手続き	上尾税務署 ☎ 048-770-1800
相続放棄	相続放棄の申立て	さいたま家庭裁判所 ☎ 048-863-8844
不動産登記関係	土地・家屋等相続登記	さいたま地方法務局 鴻巣出張所 ☎ 048-541-0776
固定電話・携帯電話 インターネット	名義変更・解約	各契約会社
N H K 受信料	名義変更・解約	N H K さいたま西営業センター フリーダイヤル 0120-151515
ケーブルテレビ	名義変更・解約	各契約会社
電気・ガス料金	名義変更・停止	各契約会社
クレジットカード	解約手続き	各カード会社
パスポート	返納手続き	鴻巣市パスポートセンター ☎ 048-577-3948
有料道路における障害者 割引制度	E T C 利用登録の削除	有料道路 E T C 割引登録係 ☎ 045-477-1233

6 その他



法定相続人	民法第 887 条～第 890 条に規定されている、法律上相続する権利のある者のこと。
相続順位	第 1 順位の相続人が居ない場合は、第 2 順位の者へ。第 2 順位の者も居ない場合は、第 3 順位の者へ順番に相続権が移っていく。

- ※ 1 孫 ⇒ 子が死亡している場合は、孫が代襲し（死亡した子に代わり）、相続人となる。
- ※ 2 甥・姪 ⇒ 兄弟姉妹が死亡している場合は、甥・姪が代襲し（死亡した兄弟姉妹に代わり）、相続人となる。
- ※ 3 子の配偶者 ⇒ 子の配偶者は相続人ではない。しかし、被相続人と養子縁組していれば法定相続人となる。

6 その他

(2) 市内の空き家等を相続される方

個人の財産である建物や土地は、たとえ登記手続きがされていなくても、相続人が責任を持って適正に管理する義務があります。売買や賃貸をする際にも、名義変更されていないと契約ができないため、すみやかに登記手続きを行いましょう。

また、住宅は使わないと想像以上に早く傷んでしまいます。瓦や外壁の一部が飛散したり、塀や樹木が倒れたりするなどして、他人が怪我をした場合、損害賠償を問われることがあります。また、倒壊のおそれがある等周辺環境に著しく悪影響を及ぼしていると認められる場合、固定資産税に対する住宅用地特例が適用されなくなることもあります。〈担当 建築住宅課〉

空き家等に関する売買、賃貸、管理、有効利用等に関する相談は下記 2 団体で受けられます。

(公社) 埼玉県宅地建物取引業協会彩央支部 ☎ 048-778-3030

(公社) 全日本不動産協会埼玉県本部 ☎ 048-866-5225

(3) 大切な人を亡くした方の相談

【鴻巣市健康づくり課】

● こころの健康相談（予約制）

様々な心の悩みに対し、臨床心理士、精神保健福祉士、保健師が個別で相談をお受けします。

鴻巣保健センター：048-543-1561、吹上保健センター：048-548-6252

〈平日 8 時 30 分から 17 時 15 分（土日祝日・年末年始を除く）〉

【埼玉いのちの電話】

相談電話：048-645-4343 〈24 時間 365 日受付〉

【自殺予防いのちの電話】

フリーダイヤル：0120-783-556 〈毎日（16 時から 21 時まで）〉

〈毎月 10 日（8 時から翌日 11 時）〉

【埼玉県立精神保健福祉センター】

● 自死遺族に対する特別相談（予約制）

電話：048-723-6811 相談予約へ

〈平日 9 時から 17 時（土日祝日・年末年始を除く）〉

【NPO 法人全国自死遺族総合支援センター（グリーフサポートリンク）】

● 自死遺族のための電話相談

電話：03-3261-4350 〈毎週木曜日 10 時～20 時・毎週日曜日 10 時～18 時（祝日除く）〉

● 遺族のつどい～わかちあいの会

記入例

委任状

令和6年 5月 1日

代理人 住所 埼玉県鴻巣市吹上富士見1丁目1番1号

(受任者) 氏名 吹上 次郎

代理人の住所・氏名についても確認の上、委任者が記入してください。

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

代理人の住所が法人(会社)になっている場合は、法人の職員(会社の社員)である証明が別途必要になります。

記

委任事項(委任する事項に✓を付けてください)

- ☒ 鴻巣 太郎 の ☒ 世帯全員 ☐ 世帯一部 の住民票請求 ☒ 続柄記載 ☒ 本籍記載 2 通
- ☒ 鴻巣 一郎 の除かれた住民票の請求 ☐ 続柄記載 ☒ 本籍記載 2 通
- ☐ _____ の ☐ 戸籍謄本 ☐ 戸籍抄本 の請求 _____ 通
- ☐ _____ の出生から死亡までの戸籍謄本の請求 各 _____ 通
- ☐ _____ の世帯主変更の手続きの権限
- ☐ _____ の戸籍の附票の請求…………… ☐ 全部 ☐ 一部 _____ 通
- ☒ 鴻巣 一郎 の死亡に伴う国民健康保険に関する手続きの権限
- ☐ _____ の死亡に伴う国民年金に関する手続きの権限
- ☐ 要介護(要支援)認定申請 ☒ 市税に関する証明書の交付申請及び受領の権限
- ☐ 介護保険の給付 ☒ 評価証明書
- ☒ 各種証の再交付 ☐ 公課証明書
- に関する権限 ☐ 記載事項証明書
- ☐ 名寄帳

委任者が相続人である場合は、被相続人との関係が確認できる書類が別途必要になります。

委任者 住所 埼玉県鴻巣市中央1番1号

氏名 鴻巣 太郎 (被相続人: 鴻巣 一郎)

生年月日 大 昭・平・西暦 29年 9月 30日

電話番号 048-541-1321

委任状

※委任者本人が全ての内容を記入してください。なお、内容に不備がある場合、受付できない場合があります。前ページの記入例を参照してください。

年 月 日

代理人 住所

(受任者) 氏 名

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

委任事項（委任する事項に✓を付けてください）

- ☐ _____ の ☐世帯全員 ☐世帯一部 の住民票の請求 ☐続柄記載 ☐本籍記載 _____ 通
- ☐ _____ の除かれた住民票の請求 ☐続柄記載 ☐本籍記載 _____ 通
- ☐ _____ の ☐戸籍謄本 ☐戸籍抄本 の請求 _____ 通
- ☐ _____ の出生から死亡までの戸籍謄本の請求 各 _____ 通
- ☐ _____ の世帯主変更の手続きの権限
- ☐ _____ の戸籍の附票の請求…………… ☐全部 ☐一部 _____ 通
- ☐ _____ の死亡に伴う国民健康保険に関する手続きの権限
- ☐ _____ の死亡に伴う国民年金に関する手続きの権限

- ☐要介護（要支援）認定申請
☐介護保険の給付
☐各種証の再交付
- に関する権限
- ☐市税に関する証明書の交付申請及び受領の権限
☐評価証明書
☐公課証明書
☐記載事項証明書
☐名寄帳

委任者 住所

氏 名 (印)

生年月日 大・昭・平・西暦 年 月 日

電話番号

